

今の政府の分裂

の勇氣ありや

現内閣が藩閥の宿弊を一洗す可しとて大に行政上の改革を企てながら未だ發表の場合に至らず政府の邊の邊を開けば總體の改革は相談容易に擧げざる事情もあれば或は各省別々に發表するやも聞る可らずと云へり如何なる結果を見るや知る可らずと雖も兎に角に都内の折合ひ甚だ難儀にして統一の實を缺くは此一事に徴するも明瞭にして世人の希望する如き目覚ましき改革は到底成るなきと云ふならん塔へ躍り次第なりと云ふ可し其原因を尋ねれば今の政府は本来感情を殊にする二個の異分子を抱合するが爲めに其眞實の異分子を一致せしむるが然らざれば思ひ切て一方を排斥するに非ざれば何事も行はる可らず一致が分崩が執れに決す可きやと云ふに根柢より其感情を融化せしむるが如き容易に望む可らずとして若し現政府に對して政府らしき決断を望まざれば速に分裂を促して兎に角に統一を謀るの外なかる可し局外者の認むる所のみならず都内の輿論も其説を爲すもの少なからず現に政府の機關とも見る可き新聞紙など其感情の如何を知る可し分裂は到底免かる可らず否や分裂を當然の成行にして普通の考を以て其成行を考するときは是非とも分裂せざる可らざる等なれば是非とも分裂せざる可らざる等の政府に對して自から分裂するの勇氣あるや否や覺束なしと云はざるを得ず其大第を語らんに抑も憲政黨の組織は單に藩閥に當るの目的を以て唯の間に合同したるものなり實際の事情を云へば進歩黨なり自由黨なり平素の行掛り意見の相違を問ふに違わらず只眼前に藩閥の打撃を目的として一致したるのみ若し藩閥政府の方、尙ほ盛にして反對の手筈へあらんには兩黨の結合も大第に密着して遂に融解化、眞實合同の實を収めたるもとあらんに藩閥の未路、案外に脆くして政府の融解は恰も海に水の成なきに非ず憲政黨の融解も亦事の本なるに違はざるものと云ふ可し

とならば深く組織の任を辭して他に譲るも男子の事なれ組織勿々實際の問題に當れば黨中互に意見を殊にして政府の大革新なご到底望む可らざるは當りより分切つたる次第なるに彼等が政府の明瞭と開て渡りに舟の思を爲し何は預けざる之を取らて自から組織の任に當りしは畢竟望む所のものを得るに急にして他を顧みざるの暇なきが爲めに外ならず即ち其望む所とは政府の地位にして更らに切言すれば一身の利名と云ふも可なり彼等に果して政府革新の覺悟あらんには當局者に一任して直に其事に着手せしむ可き筈なるに實際を見れば夫れ處の沙汰に非ず自から一身を進むるを第一として改革を第二に置きたるは所謂黨運動の盛なるに徴して其然るを知る可し即ち黨員多數の目的は單に一身の利名に在りとして其目的の爲して事を看るときは何れは現もあれ政府の萬々歳を祈らざる可らず左れば此際大に改革を主張して反對者を排斥せしか故に強ひて反對するものもなきと同時に一方に於てもいよいよ他を排斥して獨立、政府を維持するの力ありやと云へば是れ亦實際に覺束なきが故に斷然たる所置に出づるを得ず畢竟双方共に互に求むる所あるが爲めに地位に懸たるものにして到底自から分裂など勇氣ある可らず既に分裂の勇氣なしとすれば則ち改革の結果も自から知る可きのみ世間或は政府の所謂行政改革に大に望む所者あるが如くなれば内部の情實かゝる始末にして何事を爲し得べきや黨員輩の類りに云々する警視廳の廢止さへ覺束なかる可し況んや文部司法兩省の廢止に於てをや特に況んや官吏任用法の破壊、官吏半減俸給増額の如き我輩の注文は到底行はるの見込ある可らず軍に局限の廢合を行ひ僅々官吏の數を減じて以て行政改革の實を擧げ得たりと云ふ稱するとならんや世人は決して之に満足せざる可し然りと雖も政府既に分裂の勇氣なきは改革の程度は自から此邊に止まらざるを得ずいよいよ發表の上には非ざれば知る可らずと雖も我輩は政府の舉動に對して其結果の決して重きを置くに足らざるを豫め斷言するに憚らざるものなり

北京特報 (八月十八日)

英露の關係

ソールズベリー侯の英國國會に於ける公言を譯す。若し山東鐵道牛莊間鐵道も露國の反對を蒙らざるならん然るに未だ數日ならざるに露國は聯合の條件を英人に許すとするも附屬ならざる可からざるを論じ遂に露國を以て左の條件に同意せしめたり

一鐵道は借款の抵當となさざるべし
一如何なる種類の外國の干渉監督若しくは主權をも許さず假令以事業失敗の際に當りても會計監督すら外國に許さざるべし
是れ明に露が英の利益を妨礙せるものにして英の資本家も斯かる條件の下には決して巨額の資本を出すを肯せざるべし英國は果して如何なる策をすべきや胡橋案は北方鐵道の長官として香港上海銀行より資本借入を約束し鐵道を以て抵當となし併せて或る種の監督を資本家に准許せり其條約調印は遠く數ヶ月以前の事にして前に甲乙此約束を締結しながら後又他の乙と其反對の誓約を立てたる事とて英國果して黙して止むべきや英國所得の利益は昨年以來甚だ少ならず其種類に依りて附すれば全く露國と利害の關係なき者のみにして此の如き利益は西班牙、葡萄牙にても之を得べし英國の對露政策は從來兎角掛々しからざりしに先般ノ侯の勇まじき言動ありたれば吾輩は其甚だ遅かりしを嘆ずると同時に英國の決心を祝したりしが露國は更に頓着する様子もなく斷然清國に迫りて前記の誓約をなさしめたるなりノ侯の演説にして一時の虚喝に過ぎざるとせば格別なれども若し果して然らずんば英國も其感信よりしてマサカに黙止せざるべきか今や同國公使マクドナルド氏海峽を以て西山より歸り來り總理衙門に於ける大回の談論は大に世人の見物なるべし

朝鮮駐紮公使の變更

翰林院編輯張亨嘉氏は朝鮮駐在代理公使に任ぜられしを辭退したりしかば更に安徽按察使徐壽朋氏を全權公使として派遣するに決したるが徐氏は昔て米國に參贊官として駐在するものと數年頗る内外の時勢に通じ日清通商條約の締結にも張蔭桓氏を助けて盡力したる事あり清國が斯く斷然代理公使を派する事を變じて全權公使とし殊に徐氏の如き人物を派遣せんとするは何か外交上の決心ありたるが爲めなるべしと云ふ

假東宮御所の選定に就て

前號に掲げたる記事には少しく誤植あり目下右殿中なる假東宮御所は元の英照皇太后御所たりし今の青山離宮を以て充てらるゝものと決するならんや

臺灣土地調查局官制等

昨日を以て發表せる可しと前號に記し置きたる同官制及び附帶の勅令を官報により茲に掲ぐ

是は之を奉行す
第四條 事務官は專任二人聘任す上官の命を承け技術に關する事務を分掌す
第五條 技師は專任二人聘任す上官の命を承け技術に關する事務を分掌す
第六條 書記官は專任十人聘任す上官の指揮を承け庶務に従事す
第七條 技師は專任十人聘任す上官の指揮を承け技術に従事す
第八條 臺灣總督は必經に總督地方に支局を設け支局中の事務を分掌せしむることを得
第九條 支局長は其の局所在地、支局長を以て之を充つ支局長は局長の指揮を承け局務を掌理す
第十條 支局長は局長の命を承け、支局長の更迭を以て之を充つ支局長は支局長の指揮を承け局務に従事す
第十一條 本令は即日施行す
第十二條 臺灣總督は必經に總督地方に支局を設け支局中の事務を分掌せしむることを得
第十三條 支局長は其の局所在地、支局長を以て之を充つ支局長は局長の指揮を承け局務を掌理す
第十四條 支局長は局長の命を承け、支局長の更迭を以て之を充つ支局長は支局長の指揮を承け局務に従事す

土地調査局の職員

別項の如く昨日、勅令第二百一號を以て臨時臺灣土地調査局官制を公布せられたるが其局長は民政長官を以て充つる筈なれば別は新任の任命なきも事務官以下は昨日左の通り任命せられたり

北海支局長任命(昨日)

任時臺灣土地調査局支局長(同) 中村 益夫
任時臺灣土地調査局支局長(同) 中村 益夫
任時臺灣土地調査局支局長(同) 中村 益夫
任時臺灣土地調査局支局長(同) 中村 益夫

出張

昨日左の通り仰付けられたり
任時臺灣土地調査局支局長(同) 中村 益夫
任時臺灣土地調査局支局長(同) 中村 益夫
任時臺灣土地調査局支局長(同) 中村 益夫
任時臺灣土地調査局支局長(同) 中村 益夫

佐尉官任命(昨日)

任陸軍工兵少佐 陸軍工兵大尉 大野 嘉運
任陸軍歩兵少佐 陸軍歩兵大尉 宮里 兼五郎
任陸軍歩兵少佐 陸軍歩兵大尉 秋山 助六郎
任陸軍歩兵少佐 陸軍歩兵大尉 秋山 助六郎

判檢事任命(昨日)

任判檢事(同) 中村 益夫
任判檢事(同) 中村 益夫
任判檢事(同) 中村 益夫
任判檢事(同) 中村 益夫

郡長任

小田切

學術

昨夜の如く

皇族附

稲垣

通信

同

山陽

同

同

同

同

同

同